

## 近代化資金金融審査委員会規程

### (委員会の運営方法)

第1条 本組合金融事業規約第10条の規定に基づく近代化資金金融審査委員会(以下「委員会」という。)の運営方は、定款及び自動車整備近代化資金に基づく転貸融資事業等実施要領(以下「実施要領」という。)に定めるもののほか、本規程の定めるところによる。

### (委員の数)

第2条 委員会の委員の数は、15名以内とし、金融委員、本組合員、理事並びに学識経験者等をもって構成し、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。委員長及び副委員長は、委員の内から互選する。

### (委員会の招集)

第5条 委員会は、理事長の要請により委員長が招集する。ただし、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が招集する。

### (委員会の審査事項等)

第6条 委員会の審査事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 本組合自動車整備近代化資金出捐に関する規約(以下[出捐規約]という。)第2条第1項第2号に規定する出捐に係る諾否等。
- (2) 借入申込者に対する貸付け及び変更に係る諾否。
- (3) 出捐規約第4条第3項に規定する譲渡承認申請に係る諾否。
- (4) 不良貸付金の回収限界又は違約金の徴収限界に係る審査。
- (5) 借入者の事業計画の変更に係る諾否。
- (6) 貸付けに係る諾否の審査基準に係る事項。
- (7) 実施要領9項に定める制裁に係る事項。

### (委員会の議事)

第7条 委員会の議事は、委員の過半数が出席し、その過半数の同意をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8条 委員会は、審査に必要な追加書類の提出を求めることができる。

- 2 委員会は、審議の結果を遅滞なく理事長に報告するものとする。
- 3 委員会の審議する事案につき、特別利害関係のある委員は、その委員会に出席することができない。  
「裏面へ」
- 4 前項の場合であって、委員長が参考人として出席を求めたときはこの限りでない。但し議決に加わ

ることができない。

**(委員会の議長及び議事録)**

第9条 委員会においては、委員長がその議長となる。

ただし、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

2 委員会の議事録は議長が作成し、これに署名するものとする。

**(委員の秘密保持義務)**

第10条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

附 則

この規程は、平成16年1月1日より実施する。